

## 「ほくほくサステナブル預金」の 「ほくほくフィナンシャルグループ サステナブル預金フレームワーク」に対する適合性評価

株式会社日本格付研究所（JCR）は、「ほくほくサステナブル預金」の「ほくほくフィナンシャルグループ サステナブル預金フレームワーク」に対する適合性評価を実施しました。

### <要約>

本第三者意見書は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ（ほくほく FG）が 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日に募集した預金商品「ほくほくサステナブル預金」（本預金）について、ほくほく FG が公表した「ほくほくフィナンシャルグループ サステナブル預金フレームワーク」（本フレームワーク）への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は 2025 年 7 月 10 日に JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法を新設し、サステナブル預金フレームワークに係る評価手法（本評価手法）を定めている。本評価手法ではサステナブル預金フレームワークが具備すべき項目として、「調達資金の使途」、「ファイナンスの選定プロセス」、「調達資金の管理体制」、「レポーティング」の 4 つを定めることを求めている。本第三者意見書では、これら 4 つの項目に則して下記の内容を確認した。

#### 1. 調達資金の使途

本預金の資金使途となったファイナンスについて、そのすべてが本フレームワークで定める適格クライテリアを満たすファイナンスに充当されているか。

#### 2. ファイナンスの選定プロセス

本預金の組成に係るプロセスが、事前に定められた意思決定プロセスに従い、適切な承認者の下で実施されたか。

#### 3. 調達資金の管理体制

本預金によって調達された資金が、本フレームワークで定める資金管理体制の下、適切な管理が実施されているか。

#### 4. レポーティング

本預金に係るレポーティング内容が、本フレームワークで定めるレポーティング項目を充足するか。

上記の結果、JCR は、本預金が本フレームワークで定める内容に適合していること、本評価手法が求める要件を満たしていることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：「ほくほくサステナブル預金」の  
「ほくほくフィナンシャルグループ サステナブル預金フレームワーク」  
に対する適合性評価

2026 年 10 月 19 日  
株式会社 日本格付研究所

## 目次

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| <要約>.....                | - 3 - |
| I. 本第三者意見の位置づけと目的 .....  | - 4 - |
| II. 本第三者意見における確認項目 ..... | - 4 - |
| III. 本評価対象.....          | - 5 - |
| IV. 本フレームワークとの適合性確認..... | - 5 - |
| 1. 調達資金の使途.....          | - 5 - |
| 2. ファイナンスの選定プロセス.....    | - 6 - |
| 3. 調達資金の管理体制 .....       | - 6 - |
| 4. レポーティング.....          | - 6 - |
| V. 結論.....               | - 6 - |

## ＜要約＞

本第三者意見書は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ（ほくほく FG）が 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日に募集した預金商品「ほくほくサステナブル預金」（本預金）について、ほくほく FG が公表した「ほくほくフィナンシャルグループ サステナブル預金フレームワーク」（本フレームワーク）への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は 2025 年 7 月 10 日に JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法を新設し、サステナブル預金フレームワークに係る評価手法（本評価手法）を定めている。本評価手法ではサステナブル預金フレームワークが具備すべき項目として、「調達資金の使途」、「ファイナンスの選定プロセス」、「調達資金の管理体制」、「レポートニング」の 4 つを定めることを求めている。本第三者意見書では、これら 4 つの項目に則して下記の内容を確認した。

### 1. 調達資金の使途

本預金の資金使途となったファイナンスについて、そのすべてが本フレームワークで定める適格クライテリアを満たすファイナンスに充当されているか。

### 2. ファイナンスの選定プロセス

本預金の組成に係るプロセスが、事前に定められた意思決定プロセスに従い、適切な承認者の下で実施されたか。

### 3. 調達資金の管理体制

本預金によって調達された資金が、本フレームワークで定める資金管理体制の下、適切な管理が実施されているか。

### 4. レポートニング

本預金に係るレポートニング内容が、本フレームワークで定めるレポートニング項目を充足するか。

上記の確認の結果、JCR は、本預金が本フレームワークで定める内容に適合していること、本評価手法が求める要件を満たしていることを確認した。

## I. 本第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、ほくほく FG が 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日に募集した預金商品「ほくほくサステナブル預金」について、ほくほく FG が公表した「ほくほくフィナンシャルグループ サステナブル預金フレームワーク」への適合性を評価したものである。

JCR は、本フレームワークに対して、2025 年 9 月 1 日、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された要素を満たしていることに係る第三者意見を公表した。ほくほく FG は、本フレームワークにおいて、本フレームワークの対象となる投融資のポートフォリオとそれから発現するインパクトに関して、JCR より定期的なレビューを受けることを定めている。

JCR は 2025 年 7 月 10 日に JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法を新設し、サステナブル預金フレームワークに係る評価手法を定めている。本評価手法ではサステナブル預金フレームワークが具備すべき項目として、「調達資金の使途」、「ファイナンスの選定プロセス」、「調達資金の管理体制」、「レポーティング」の 4 つを定めることを求めている。本第三者意見書では、これら 4 つの項目に基づき、以下の内容を確認する。

## II. 本第三者意見における確認項目

本第三者意見書における確認項目は、以下のとおりである。

### 1. 調達資金の使途

本預金の資金使途となったファイナンスについて、そのすべてが本フレームワークで定める適格クライテリアを満たすファイナンスに充当されているか。

### 2. ファイナンスの選定プロセス

本預金の組成に係るプロセスが、事前に定められた意思決定プロセスに従い、適切な承認者の下で実施されたか。

### 3. 調達資金の管理体制

本預金によって調達された資金が、本フレームワークで定める資金管理体制の下、適切な管理が実施されているか。

### 4. レポーティング

本預金に係るレポーティング内容が、本フレームワークで定めるレポーティング項目を充足するか。

### III. 本評価対象

本預金の概要は、以下のとおりである。

表 1：本預金の概要

| 商品名          | 募集期間                           | 預金残高                         |
|--------------|--------------------------------|------------------------------|
| ほくほくサステナブル預金 | 2025 年 9 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 | 3,054,500,000 円 <sup>1</sup> |

### IV. 本フレームワークとの適合性確認

#### 1. 調達資金の使途

本フレームワークでは、本預金により調達した資金の投融資先について、以下を適格サステナブルファイナンスとしている。

- グリーンローン
- ソーシャルローン
- サステナビリティ・リンク・ローン
- トランジションローン<sup>2</sup>
- ポジティブ・インパクト・ファイナンス

2026 年 3 月末時点の適格サステナブルファイナンス残高は 897 億円であり、その内訳は以下のとおりである。資金使途の対象となったファイナンスについて、そのすべてが外部評価機関から国際原則等に対する適合性に係る第三者意見を取得したファイナンスであり、本フレームワークで定める内容に適合していることを JCR は確認した。

表 2：適格サステナブルファイナンス残高（2026 年 3 月末時点）<sup>3</sup>

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 本預金残高              | 31 億円  |
| グリーンローン            | 35 億円  |
| ソーシャルローン           | 9 億円   |
| サステナビリティ・リンク・ローン   | 579 億円 |
| トランジションローン         | 30 億円  |
| ポジティブ・インパクト・ファイナンス | 243 億円 |
| 適格サステナブルファイナンス残高   | 897 億円 |

2026 年 3 月末時点の本預金残高（31 億円）に対し、適格サステナブルファイナンス残高（897 億円）が上回っていることを JCR は確認した。

<sup>1</sup> 2026 年 3 月末時点の残高

<sup>2</sup> 資金使途特定型に加え、資金使途不特定型（トランジションリンク）も本対象に含む。

<sup>3</sup> ほくほく FG から提供された資料に基づき、JCR 作成

## 2. ファイナンスの選定プロセス

本フレームワークでは、ほくほく FG の SX 推進部が本フレームワークに適合する投融資を選定し、SX 推進部長が適合性の確認を行うこととしている。

今般のレビューにおいて、ほくほく FG は組織改編に伴い SX 推進部を成長戦略部へ改称しているが、フレームワークで定める機能及び責任体制は維持されていることを JCR は確認している。あわせて、本預金に係る本フレームワークに適合する投融資の選定及び管理が、フレームワークで定められたプロセスに従い適切に運営されていることを JCR は確認した。

## 3. 調達資金の管理体制

本フレームワークでは、本預金残高と本フレームワークの対象とする適格サステナブルファイナンス残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を超過しているように管理を行うこととしている。

JCR は、2026 年 3 月末時点において本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持していることを確認するとともに、募集期間を通じてその状態が維持されたことを、ほくほく FG へのヒアリングを通じて確認した。

以上より、本預金の管理体制が本フレームワークに適合していることを JCR は確認した。

## 4. レポーティング

本フレームワークでは、本預金残高が存在する限りにおいて、下記項目をホームページ等に年 1 回開示することが定められている。主な開示項目は以下のとおりである。

- ・ 本預金の預入残高
- ・ 適格サステナブルファイナンス充当金額
- ・ 本預金の預入残高が適格サステナブルファイナンスへの充当総額を超過していないこと
- ・ 適格サステナブルファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部ファイナンスに限る）
- ・ その他、適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標

JCR は、ほくほく FG から提供を受けた資料等に基づき、ほくほく FG のレポーティング内容について本フレームワークが定める開示事項を満たしていることを確認した。

## V. 結論

上記の確認の結果、JCR は、本預金の本フレームワークに適合しており、かつ、本評価手法が求める要件を満たしていることを確認した。

（担当）佐藤 大介・新井 真太郎

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体の策定したサステナブル預金フレームワークへの適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらす環境改善効果・社会的便益を示すものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく預金によって調達された資金の充当によるポジティブな効果、又は充当された資金が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCR は事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナブル預金フレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が組成した預金商品のサステナブル預金フレームワークへの適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：サステナブル預金フレームワークを策定した金融機関をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

### 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル